

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

消費生活アドバイザーは営業・宣伝役 消費者視点経営に欠かせないPRマン

「消費生活アドバイザー」は消費者と企業の「かけ橋」として期待される役割を持ち、社員個人のスキルアップ向上の目的ばかりでなく、企業全体の利益に貢献する「PRパーソン」としての働きも期待されている。

消費者からの苦情相談などに迅速かつ適切に対応できる人材の育成を目的としたこの制度は10年ほど前に生まれた。CS経営(顧客満足度)の強化が重要視される中で今、消費者視点での事業展開・改善活動が重要な位置にある。いかに多くの企業が取り組んでいるか事例を見ると、NTTドコモ…消費生活アドバイザーの視点を用いたCSマインドの活性化と浸透、トヨタ…「トヨタ消費生活アドバイザーの会」発足、全日空…「スキル・マインド・アクション」の3つをバランスよく身につけた「営業部門のプロ」育成、など。

この中で、08年から始めたNTTドコモの「広告や冊子類など広告類チェック活動」は「社内のアドバイザーに、その力を会社業務で実際に生かしてもらうための代表的な活動」で今も続く。消費者対象に大量に広告物を作成するのはエンドユーザー(商品購入者)をいかにリピーターに育てるか、に命運がかかっているからだ。

そこで消費生活アドバイザーは、自社の「過剰な宣伝」を抑制するお目付け役ではなく、一定の規制の中でCSマインドを見抜くプラス思考のマーケットターの存在になるだろう。

税務会計

消費税のみなし仕入率の経過措置 届出書の提出期限は9月30日まで

2014年度税制改正において、消費税の簡易課税制度における金融業・保険業、不動産業のみなし仕入率が引き下げられ、2015年4月1日以後に開始する課税期間から適用されるが、その際設けられた経過措置を受けるための「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出期限である9月30日が迫っている。今回見直された対象業種で簡易課税の選択を考えている事業者は、早期の決断が必要になる。

簡易課税制度の見直しは、金融業及び保険業が第4種事業(みなし仕入率60%)から第5種(同50%)へ、不動産業が第5種事業から新設の第6種事業(同40%)へそれぞれ変更され、みなし仕入率が現在の5区分から6区分になる。また、経過措置では、2014年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、最大2年間、旧税率が適用できる。つまり、経過措置は2015年4月1日以後に開始する課税期間であっても、その届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用できるというものだ。

例えば、不動産業を営む3月31日決算法人が、2014年9月26日に届出書を提出した場合は2015年4月1日から2017年3月31日までの2年間が経過措置の対象となる。3月決算法人の場合は、届出書の提出は一般的に3月ごろとなるケースが多いが、経過措置を受けるためには、通常より6ヵ月早い今月末までに届出書を提出する必要があるのだ。

今週のキーワード

NTTドコモ
 チェック活動

点検はチラシ・パンフ類の他に株主・個人投資家向けの冊子も含む。
 ①「こういう視点で見るといいかな」というチェック項目を社内共有する②確認内容は、全体に分かりやすいか、見づらくないか、誤解を招く表現はないか③社会情勢を踏まえているか④対象年齢層に配慮した作り方か⑤記述上の誤り、公序良俗に反する表現や誤字(特に同音異語)はないか⑥「より効果的に伝わるか」も重要な点検。

※配信先の変更、配信停止のご希望はお手数ですが Tel.03-3216-2004 または info@knowsi-land.jp までご連絡ください。